

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受信機器購入等の支援に係る電波利用料の使途の拡大

電波利用料の使途の特例として、テレビジョン放送の受信設備を設置している者のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助を追加する。

二、移動受信用地上放送の実現のための制度整備

1 移動受信用地上放送の定義を、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であって、人工衛星の無線局以外の無

線局により行われるものとする。

2 移動受信用地上放送の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に設置できるよう、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する。

3 移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適用されている受託放送・委託放送の制度を導入する。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については、公布の日から施行する。